

「満洲国」における回民墓地遷移問題

——「建国」当初の事例を中心に——

田島 大輔

二七四

1 はじめに

近年来、近代以降の日本とイスラームとの関わりをめぐる諸問題への関心の高まりの中で、戦前・戦中日本の対イスラーム政策、とりわけ大陸における中国ムスリム住民（以下回民と記す）への工作に関する研究が発表されてきた。代表的なものとしては、明治期から一九四五年までの回民工作を概説した[Ando 二〇〇三]、一九三七年の日本軍による華北・「蒙疆」占領後当地に成立した回民工作機関の子弟教育を取り上げた「新保一九九八・一九九九a・一九九九b・二〇〇〇b」、タタール人ウラマー・アブデュルレシト・イブラヒムの日本における活動と回民工作を関連付けて論じた「坂本二〇〇八」が挙げられるが、先行研究で取り上げられた工作機関に先立ち「満洲国」において成立した回民関係組織については、未だ十分な考察がなされているとは言い難い^①。日本占領地域での対ムスリム工作を考える上では、「傀儡国家」たる「満洲国」における事例も考察の対象とされるべきであろう。

「満洲国」に存在した回民を主要構成員とする組織は複数あるも、比較的規模が大きなものとしては、「建国」後間もない一九三四年に成立した「満洲伊斯蘭協会」が挙げられる。一九三七年に協和会の指導により改組し、「満洲回教協会」と改称後も、四五年の敗戦に至るまで存続した同協会は、各地のモスクに支部・分会を置き、「満洲国」内全土の回民をほぼ

網羅的に統括していたとされる^②。従って、「満洲国」における回民工作を明らかにするためにも、「満洲伊斯蘭／回教協会」の沿革・組織形態・活動の解明は重要であると言える。

以上の問題意識に基づき、本稿では「満洲伊斯蘭協会」成立の直接の契機となった、当地における回民墓地遷移問題を取り上げる。同問題に対する回民・当局（軍部・現地政府）の対応とその結果に対する考察を通して、「協会」の活動の一端を明らかにするとともに、「協会」発行の機関誌に見られる回民側の墓地遷移にまつわる言説を取り上げ、彼らの墓地に対する認識についても論じてみたい。

2 回民墓地遷移問題の発生

1 奉天における回民墓地買収事件

一九三一年の柳条湖事件の発生以後、関東軍による同年の奉天・齊齊哈爾、そして翌三二年の哈爾濱の占領を経て、三月に「建国宣言」の布告により「満洲国」が成立するが、その間に早くも当局は回民をめぐる問題に直面することとなる。すなわち、奉天の鉄西地区における回民墓地買収事件である。

哈爾濱の陥落から間もない一九三二年二月、奉天市内での附属地拡張を企図した満鉄により、鉄道西側一帯を買収しようという動きが見られ

た。被買収予定地には回民の墓地が存在したが、当初仲介となった日本「浪人」薄益三（一八七八—一九四〇）が土地所有者とのみ交渉を進めたため、回民側の憤激を買い、同月十日に市内の回民を糾合し西関地区のモスク南清真寺にて不買運動の遂行が決議され、更に十四日には同モスクへ仲介者を招致して示威行為に及んだ。回民側は「満鉄及ヒ軍部ニ於テ必要ナルモノトセハ直接交渉スヘシ」として、仲介者へ委任状の提示を求めも応じられなかったため、両者間での交渉は不可能となる^③。最終的には満鉄側が拡大計画を変更したことにより、同地の買収案も見送りとなった^④。

しかし、「建国」以後市街地区画再編が進行する中で、翌年再び奉天市政公署が満鉄と提携し、工業区域とするため、回民墓地・住居16戸を含む鉄道西側約四平方kmの買収を決定した。これに対し当地の名族であった鉄氏を始めとする回民たちは俄然抗議し、市政公署による再三の移転宣告にも従わず、土地買収をめぐる交渉は膠着状態に陥った。

当局との交渉の進展が見込めなくなった被買収予定地所在の回民たちは、当時北平に逼塞していた日本人ムスリム川村狂堂を奉天に招き、当局との折衝役となるよう要請した。川村による交渉の結果、同年七月末日には市政公署が新しい墓地と一切の費用（土地二万五千坪・遷葬費五六七〇元・追悼式開催費二〇〇〇元・家屋撤去費二五〇元）を用意・支給するという条件で双方の間に覚書が交わされ、当地の回民墓地は別所へ遷移されることとなった^⑤。

以上が奉天における回民墓地買収事件のあらましであるが、当初墓地の遷移に対し抵抗していた回民たちが、最終的に当局の意向に同意したことには、どの様な理由が考え得るであろうか。前年（三二年）に遷移が立ち消えとなった際、市内のモスクで開催された決議集会の様子を伝える関東庁警務局長の報告によれば、当時回民たちは「祖先伝来ノ墓地ヲ

一個人（筆者注・仲介となった薄）ノ利益ノ為ニ買収セラルルハ遺憾ニシテ軍部、満鉄ニ対シテハ反対スル処ニアラス」と称したとされるが、三年のケースでは当初より市政公署・満鉄主導で土地買収が行われており、仮に上記報告の様な認識を回民側が共有していたとするならば、売買の交渉が停滞するということは考え難い。「円満解決」後に取り交わされた覚書には、立証人として市の憲兵隊長・特高課長の名が挙げられているが、有償であれ墓地の遷移という結果に至ったのには、この様な他の部局からの働きかけの影響があったと思われる。

「建国」に伴う市街地区画により回民の墓地が遷移を余儀なくされるといふ事件が発生したのは奉天だけではなかった。「国都」として大規模な宅地造営が進む新京（現長春）でも、同様の事件が見られたのである。以下次章では、新京にて生じた回民墓地買収事件と、それを起点とする「満洲伊斯蘭協会」設立の経緯を考察する。

3 回民墓地遷移問題と「満洲国」回民の組織化

1 新京の回民墓地遷移と「満洲伊斯蘭協会」

「満洲国」建国の翌四月、「国都」となった新京には、新市街地拡大と各種官舎建設のため「国都建設局」（以下建設局と記す）が開局された。同局は長春旧城を中心として、東は八里堡、西は李家屯、南は狼峯山、北は宋家窪と広大な範囲の土地を造成区画に設定し、同年九月には城外の農地・荒地の買収が始まった。この際に問題となったのが旧城西門外に位置していた当地回民の共同墓地であった。

翌33年、当局は回民墓地を遷移する旨通達を出し、三月十九日には墓地の視察調査を行った。これに対し于少齊アホンを中心とする回民側では、郷老たちにより協何度か協議が重ねられたが、奉天での墓地遷移問

題を聞き及んだ者の提議により、北平の川村狂堂を招聘し、回民側の代表とすることとなった。代表である沙振剛・蔡希昌ら郷老の訪問を受け来京要請を聞いた川村は、政府より正式な命令を受けていないとして、当初は出立を見合わせたが、その間も当局による墓地立ち退きの勧告は続いた。回民側は建設局・関東軍司令官に墓地の保護を陳情するも成果なく、五月に工業者が墓地を占領・工事を開始するに及んで、新京のみならず奉天・吉林・哈爾濱各都市からも至急の電報が入り、川村は同月十八日によくやく北平を後にした。^⑦

新京到着後、川村は回民側代表と協議に入り、市回民全体の全権委任を受けて当局との交渉に当たったが、最終的には遷移やむなしとの結論に至り、五月二十九日に市内中央通国都旅館にて、山本憲兵大尉・中川憲兵軍曹兩名立会のもと、川村と満洲国政府国都建設局代表結城清太郎総務処長・草地一雄土地科長との間で墓地遷移に関する契約が取り交わされた。この際、国都建設局の実行事項とされたのは、

一、国都建設局は回教墳墓遷葬に対し補償費6万元を回教徒代表に交付すること。右記の補償費は回教墳墓地域14响7畝の収買費・墓地内所有の墳墓の遷葬費・房屋の撤収費・遷葬祭典費、及びその他一切の費用とすること。

一、国都建設局は無償にて現在の墓地十四响七畝の一・五倍に相当する土地を発給すること。右記の発給地は二度と遷葬しなくてよい適当な土地を選ぶこと。

一、国都建設局は回教会館建設の基地選定の為、国都建設計画に差障りの無い土地を無償にて二〇〇〇坪発給すること。

一、国都建設局は新墓地入り口の適当な場所に記念碑を建立し、回教徒の今回の功績を後世に長く伝えること。

一、国都建設局は新京清真寺に記念碑を建立し、紀念扁額1を贈ること。

一、国都建設局は新墓地内に適当な植樹をすること。

一、国都建設局は現在の回教墓地内の他教徒の墓を自費にて遷葬させること。

であり、他方、回教側の実行事項とされたのは、

一、回教側は国都建設局が発給した新墓地が決定後は遺骸を早日遷葬し、房屋の撤去に着手し、建設に支障が出ないようにすること。

遺骸遷葬の順序としては、第三庁舎建設基地内の墳墓から始めること。

一、目下のところ第三庁舎建設は停止したるも大同二年五月三〇日より作業を継続進行する。「これについては」何らの異議も申し立てないこと。

一、回教徒側は現在の墓地の写真を速やかに国都建設局に交付すること。

一、墓地内の樹木は回教徒に適宜の処理を行わせること。

であった。^⑧ 回民側はこれを受けて川村を所長とする「新京回教遷葬事務所」を設立し、六月五日には各地の教長・郷老に対して、移転先は市外西部の火烧李・小房身村であり、同月下旬には遷移事業を開始し、九月に終了予定である旨通達した。^⑨ 遷移事業は同月十八日に開始され、約2カ月後の八月八日に終了した。^⑩

こうして事件が収束に向かう過程において、それまで別個に活動していた回民たちに対して、彼らの全権となっていた川村から、これを機に彼らの権利を保証する団体を作ってはどうかという提案が出された。建設局との遷移契約が成る数日前には、早くも次の様な手紙が川村の名で各地の名士宛てに送られている。

：我が回教徒は本々国家であつて、普通の民族が国家社会で尽くす義務は、その他一般の人に過ぎることあるも、及ばぬということは無い。だが得られる権利が往々にして及ばないのは何故か。思うに権利というものが進めば得られ、ないがしろにすれば失ってしまう

というのは定理といえるだろう。満洲国建国にあたり、一切の庶政が皆既に時に応じて刷新せられた。我が回教徒も国家の優良分子たる以上、時勢とともに進み、急起団結・協和和睦し、国家社会の福利を謀り、二度と時代の落伍者となつてはならない。これに鑑みて、同志には清真協会を開く発起人となつて頂きたい：^⑩

これに応じた回民たちにより、六月四日に第一回目の「清真協会」組織を目的とした会議が催された。以後、同月より始まった墓地遷移事業と並行して何度か会議を繰り返し、協会開設を新京より始めること、雑誌『伊斯蘭旬刊』を発行し各地のモスクに送ることなどが決定された。そして八月十八日には新京での会議にて会章の草案が通過し、翌九月十日には名を「新京伊斯蘭協会」とするとともに役員選挙が行われ、総裁川村以下幹部を決定、翌三四年二月に民生部の批准を受け、同月17日には協会成立の大会が開催された。

以後着々と回民の組織化は進むが、新京のみならず「満洲国」全土の回民を統括する組織が想定されるに及んで、当地の回民墓地遷移問題が再度想起されることとなる。同年五月十五日、第八回の会議の席にて同年夏予定の「新京イスラーム教遷葬追悼大会」に合わせて、「全滿各地イスラーム教代表聯合大会」を開催することが決議され、同月十九日には各地のモスクの教長宛に両大会への参加を呼びかける通達が送付された。^⑪

それから二ヶ月後の七月一日十時、新京市内のモスクに「全滿イスラーム代表一五〇人、会員一二〇〇余人、来賓五十余人」を迎え、「新京イスラーム教」遷葬追悼大会が催された。会は全体入場・主席献辞・クルアーン読誦・祭文講読・追悼歌・教長献辞・来賓献辞・閉会の辞・撮影・昼食と進行したが、追悼歌には市内のイスラーム学校児童全員が参加、献辞者も十名を超えるなど、かなり大規模なものであった。そして、翌二日より「全滿イスラーム代表大会預備会」「全滿イスラーム代表大会籌備

委員会」「全滿イスラーム代表大会」と「満洲国」全土より招聘された各地代表の参加による会議において、最終的に役員推挙が行われ、「満洲伊斯蘭協会」の設立が宣言された。^⑫ 同月末二九日には同じく墓地遷移問題が起こった奉天においても「奉天伊斯蘭教遷葬大会」が催され、翌日には「奉天伊斯蘭協会分会」が成立した。^⑬

以上が新京における回民墓地移転問題の発生から「満洲伊斯蘭協会」成立までの経過であるが、当初は当局と回民側とで難航していた交渉が、当川村の斡旋が加わったことにより、急速に有償での移転という方向に集結していったこと、またその「解決」を起点として当地回民の組織化が進んだこと、更に組織化の「総仕上げ」においても墓地遷移問題が「利用」されたことが看取出来る。「聯合大会」終了後、「満洲伊斯蘭協会」によつて発行された『伊斯蘭旬刊』は、創刊号・第二号と同問題の顛末を伝えているが、「協会」成立に対する祝辞と「追悼会」に寄せられた弔辞に囲まれた当該記事は、発行当時読者であった回民に対し問題の経緯を「美談」の一部として印象づけるにも一役買ったことであろう。

4 墓地移転問題に際しての回民の反応

1 墓地・死者に対する認識

以上2章にわたり、「満洲国」建国当初発生した回民墓地遷移問題を、主として遷移の経過そのものを挙げて論じてきた。しかしながら、遷移の対象となった回民側が同問題に対しどの様な認識を持っていたかについても、触れる必要がある。

既に見てきたように、「新都市建設」を盾に墓地の遷移を要求した当局（満鉄・市政公署等）に対して、回民側は当初非常に抵抗した。その理由は、奉天の事例においては、当局側の記録に「祖先伝来ノ墓地」である

からと記されるのみだが、新京の事例に関しては、彼らが係争の最中、当局に提出した陳情書の記載が参考となる。

当地で問題が発生後間もない四月、「回教代表」により関東軍司令官武藤信義に宛てられた陳情書には、五条からなる「説明書」が附せられたが、それによると、

「そもそも回教の人が逝去した際には、土葬にするよう經典に記されているので、移動し改葬することは許されない」

「回教の墓穴は深さ五尺、浅くとも四尺はある。それゆえ回教墓地が市内あるうとも、衛生上何ら問題はない」

「回教の葬礼は土葬が例となっており、棺を設けないので、漢人墓地の様に簡単ではなく、墓内の構造も非常に複雑である」

「墓地の樹林は、市内の衛生上、風致上、最も重要であり、また防火の効力もある」

の四点が、墓地遷移が妥当でないことの理由とされるが、宗教規定への抵触という教義上の問題と、漢人のように棺を用いず墓の構造が異なるという実際の遷移上の問題を挙げた一番目・三番目の理由が、回民側の反対の主体的理由であるといえる。この翌月にも当地の回民代表が関東軍司令官・國務院・民生部・市政府・建設局と多方面に対し工事中止の陳情書を送っているが、その際にも上記四点の理由が挙げられており、陳情に際して回民側代表では「主張すべきこと」がある程度共有化されていたことが伺える。

他方、上記陳情書に先立ち、于少齋アホンから川村狂堂に送られた来京依頼の手紙には、

…我々共は勢弱く力薄く、何事にも恐れいるばかりで、一たび遷移を命ぜられれば、抗うにも出来ぬことあり、認めるにも忍びざるものあり。まして經典の記載では、教徒が逝去すれば、土中に入って

安んずるとあり、遷移は大戒とされております。およそ教徒であれば、このことを信奉し金科玉条としないことはありません。それゆえ墓地遷移という事件に遭ったからには、どこであろうと道理に基づいて争わないわけにはいきません：¹⁸⁾

とあり、「遷移の經典規定への抵触」が強く主張されている。当地の宗教指導者たるアホンが「遷移は違教」であり断固これと闘うべきだと主張することは、同じくムスリムであった川村に折衝役を依頼する上での1つの方策ではあつたかもしれない。とはいえ既に見たように、同主張は爾後「異教徒」である当局者への陳情においても遷移反対の1条件として挙げられており、当初より一貫して回民側の墓地遷移問題に対する認識の一部をなしていると思し得るものもある。

しかしながら、頼りとした川村狂堂が当局と結んだ契約により、回民たちは当初より反対した墓地の遷移を余議なくされてしまう。大多数のものは補償を以てよしとしたとされるが、遷移作業が行われようとするに及んで、劉という二人の兄弟が親族の墓を遷すことに納得できず、墓の上に覆いをかけて日夜見張った、ということが伝えられている。最終的に二人の兄弟は川村が「淳淳とさとした」ことよって墓地遷移に同意したとされるが、同逸話を伝えた『伊斯蘭旬刊』の記事では、彼らの遷移反対の理由として、「經典の教規に背くのを願わず、また両親の遺体を見るに忍びず」と記し、「遷移は違教」の認識が遷移決定後も回民側に（遷移事業を運営する「協会」内部の人間にも）根強く残っていたことを示唆している。¹⁹⁾

以上は回民側の墓地遷移反対の立場の根底に「墓地の遷移は經典の教えに背く」というのである認識があつたことを示すものであるが、こうした否定的な立場とは逆に、遷移に関して、宗教的な立場から何らかの教訓を引き出そうという言説も見られた。「追悼会」会場にてクルアーン朗

誦役を務めた王敬一アホンは、遷移開始期の墓地にて目にした「光景」につき、以下のように語っている。

およそムスリムたるもの、死後に墓の中で罪を問われることを知らぬわけではない。何となれば經典にも「おお主よ、墓での罪過より我らを見守り下され」とあるからだ。そうはいうものの、懼れ敬う者は少い。一般信徒は、教法に背いて行動し、一たび死んでしまえば、墓の中での罪科を免れ得ない。このことは何によつて話そうか。

昨年に新京回教墓地が建設局によつて商業区画地に入れられると、新京の各教親は異常な恐慌をきたした。我が教がもとより土葬であつて、他の宗教のものと異なつており、かつ墓が開かれてしまえば、墓中の故人の形跡がそれぞれ違うことを恐れるからだ。それゆえ皆建設局に遷移を免除して貰えるように要求したのだが、幾度かの交渉を経るも認可を得られず、後に新京の全教民が川村狂堂先生を全権代表とし、交渉の結果、大変円満に済みますことが出来た。こうしたことは殆ど各教胞が既に『醒時報』²⁰などに掲載済みだ。円満な結果を迎えてからは、川村先生が更に皆を指導されて遷葬事務所を組織し、遷移まであと少しとなつたが、図らずも遷葬の時、經典の言葉が真実となつた。經典に言う、

「その後で人がこの遺体を墓の中に置くと、黒い顔と青い目をした二人の天使が彼の上によつてきて、この二人の天使が遺体に聞く。「汝を養いし主は誰か？ 汝の聖人は誰か？ 汝の宗教は何か？ 汝のイマームは誰か？ 汝の礼拝の方向はどこか？ 汝の經典は何か？ 汝の兄弟はどの様な者か？」もしこの遺体が生存中に断食と礼拝を全うした人ならば、また広く施しを与え善行に励み信仰を保持した人ならば、彼は天使の問いに答えることが出来、一つ一つ返事し終えらると、天使は彼に「汝の墓は天国の花園の一部である」と言う。もしその

遺体が生存中に断食も礼拝も全くやらず、他人を傷つけ自分を利した大罪の身で、信仰を保持しなかつたならば、彼は答えることが出来ず、二人の天使は「汝の墓は地獄の火穴の一部である」と言う」と。

それ故、今年の新京にて墓を開いた時に、様々な現象が見られた。例えば墓の中から香気が漂うもの、没後数年にもなるのに逝去したばかりのようであるもの、上棺の四方を花草樹木が取り巻いて、花園のようであるものは、私も定めし天国にあらんと思う。その他の、体が炭の様に真っ黒でうつ伏せであるもの、悪臭鼻をつき見るに堪えざるもの、驚くことに上棺が焼けて木炭のようになってくるもの、様々で数え切れないが、こうした人について言えば、經典の「汝の墓は地獄の火の一部である」を顕すものだ。

ここまで書いたところで、信徒の皆に速やかに覚醒するよう求めたい。昼夜夢中にあるなどということがあつてはならず、教務一切を疎かにしてはならない。善行は悪事を行わないことにある。一たび死が訪れば、その時に悔んだところでもう遅い。しかし今回墓中で善悪が顕れたのは、教胞の皆が自分の目で見ただけであるし、今後私は教胞たちが自覚自問してくれるよう希望する。もし我らが正義を見て行うに勇であるならば、更に勤め励むべきであるし、もし善行を果たせぬ場合でも、今から過去の非を心より悔い改めれば、墓での罪科を問われることはなく、皆天国での幸福を享受できよう。²¹

墓内に見られた故人の遺体の様子を、当時回民間で伝わっていたと思われる「經典」の所説に結びつけ、信徒に対する鑑戒としているが、遷移自体に対して肯定的な立場をしめす言説ではないとはいへ、始まつてしまった事業への参加者たちの経験を宗教的に意義付けするものとして、留意すべき事例ではある。

5 おわりに

以上「満洲国」建国当初に生じた回民墓地遷移問題について、奉天・新京それぞれの事例の概要、同問題と「満洲国」回民の組織化とのつながり、そして回民側の問題に対する認識の在り方を論じ、以下の点を明らかにした。

一九三三年に奉天・新京で相次いで生じた墓地遷移問題は、当初回民側により遷移反対が叫ばれながらも、仲介者となった川村狂堂の関与もあり、解決には補償付きの遷移という方策を選ばざるを得なかった。そして、同問題の収束間際に早くも見られた新京を中心とする当地回民組織化の動きが、翌34年に「満洲伊蘭協會」の成立として形となる際には、彼らの墓地遷移の記憶が再び「追悼記念大会」という形で「利用」された。また、こうした遷移問題に対し、当初より回民側で反対立場を取る大きな理由となつたのが、「遷移は經典に違反する」という宗教規定であり、これに対し、事業開始後には遷移作業の経験を再度宗教的な面から意義付けようとする言説も見られた。

「満洲伊蘭協會」成立以後も、「満洲国」内において同様の問題は散発したが、そのいづれもが「補償付き遷移」という結果を迎えている。それから考えれば、「建国」当初に起こった新京・奉天の事例は、その後の墓地遷移問題に対して「解決」の「先例」となつてしまったと見なしでもよい。²⁵ 一方、日中戦争開始後に華北に成立した「中国回教総聯合会」においては、同問題では回民側の主張が受け入れた事例が殆どである。両地域間での同問題への対応の差異が如何なるところに起因するのか、当地における政治状況・社会における回民の地位なども含め、また稿を改めて論じたい。

注

- ① 「坂本二〇〇七」においては一九三八年に承德で協和会関係者を中心に結成された「イスラーム反共同盟」なる工作組織が取り挙げられているが、早々に活動の拠点を包頭に移したこと、工作の対象を西北部の回民軍閥としたことなどから、「満洲国」内の組織とは見なし難い。
- ② 「山本一九四一・一五・一六・富永一九四四・二四三・二七二・無名氏出版年不明」とはいえ、地域によっては協会へ属さないモスクも存在したという報告も見られ（「国務院民生部社司一九三七」）、同協会が各地の回民の動向をどこまで掌握出来ていたかについては再考の余地がある。
- ③ 「亞細亞局關機高第一六九号ノ二 昭和七年二月十八日 奉天鐵西回教徒墓地買収反対運動」「亞細亞局關機高第一七九三号ノ二 昭和七年二月二十日 奉天鐵西回教墓地問題ニ關スル其後ノ狀況」（国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵資料、B〇四一二二七七六〇〇、B〇四一二二七四〇〇）
- ④ 「鐵西回教墳地案已圓滿解決簽字」『盛京時報』八四四六号、四面、一九三三年八月八日。
- ⑤ 『盛京時報』前掲記事。
- ⑥ 前掲「亞細亞局關機高第一六六九号」
- ⑦ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、五頁。
- ⑧ 『伊斯蘭旬刊』一一二／三、一九三四年、二二頁。
- ⑨ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、八一頁。
- ⑩ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、五頁。
- ⑪ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、九頁。
- ⑫ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、九頁。
- ⑬ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、九一〇頁。
- ⑭ 『伊斯蘭旬刊』一一二／三、一九三四年、一四一二頁。
- ⑮ 『伊斯蘭旬刊』一一二／三、一九三四年、二三頁。
- ⑯ 『伊斯蘭旬刊』一一一、一九三四年、六頁。
- ⑰ 当時東北回民の埋葬法は、堅穴を掘った上で更にその側壁を掘り、そこへ遺体を直接安置した上で木の覆いを載せ土で覆うというものであった。

〔甲斐一九三八・二三・楊一九四一・二四一二五〕

- ⑱ 『伊斯蘭旬刊』一〇一、一九三四年、七頁。
- ⑲ 『伊斯蘭旬刊』一〇四、一九三四年、七頁。
- ⑳ 宣統元（一九〇九）年に瀋陽で張兆麟（字子岐、回民、一八六五—一九三八）によって創刊された『醒時白話報』のこと。「滿洲伊斯蘭協會」成立後はその準機関紙的存在となった。
- ㉑ 原表記では「経」。注㉒で挙げる伝承を記した注釈書と思われるが、詳細は不明。
- ㉒ 信徒に死後尋問をされると言われる天使ムンカル Munkar とナキール Nakir のこと。その容姿と尋問についての伝承は、ティルミズイー al-Tirmidhi の『スナーン』等に見える。
- ㉓ 中国イスラーム漢籍では一般的に預言者（アラビア語 nabi）を指す。
- ㉔ 王敬一「對於去年新京回教起墳見聞的感想」『伊斯蘭旬刊』一〇四、一九三四年、七頁。
- ㉕ 「滿洲回教協會」期に入ると、「協會」から当局への書簡にもその旨明言された事例が見られる。「滿洲回教協會函第十九號 關於錦州回教分會呈回教墳墓遷移的加遷葬費並希提前撥給之件（錦州市公署市長宛）」『回光月刊』一一九、一九三九年、四六頁。

参考文献

- 大村一之 一九二三『支那の回教問題』青島守備軍參謀本部。
- 國務院民生部社会司一九三七『吉林・閔島・濱江宗教調查報告』。
- 甲斐巳八郎 一九三八『回教』『協和』二二一。
- 小林寧子 二〇〇六『イスラーム政策と占領地支配』『岩波講座アジア・太平洋戦争七 支配と暴力』岩波書店。
- 太宰松三郎 一九二五『支那回教徒の研究』南滿洲鉄道株式会社庶務部調査課。
- 坂本勉 二〇〇七『アブデュルレシト・イブラヒムの再来日と蒙疆政権下のイスラーム政策』坂本勉編著『日中戦争とイスラーム』慶應義塾大学出版社。
- 新保敦子 一九九八『日中戦争期における日本とイスラーム教徒—中国回教總聯合会を中心として—』『アジア教育史研究』七号。
- 一九九九a 『蒙疆政権におけるイスラーム教徒工作と教育—善隣回民

女塾を中心として」『中国研究月報』五三一—五。

—— 一九九九b 『西北回教聯合会におけるイスラーム工作と教育』『學術研究』教育・社会学・体育学編』第四八号。

—— 二〇〇〇『日本占領下の華北におけるイスラーム工作と教育』『早稲田教育評論』一四—一。

富永理 一九三九『資料丙第八十四号A 北支・滿洲出張報告（北支・滿洲ノ回教徒実情概覽）』東亜研究所。

—— 一九四四『宗教調査資料第十三輯 滿洲国の回教徒問題』文教部教化司礼教科。

引田乾作 一九二三『支那の回教問題』青島守備軍參謀部。

引田哲一郎 一九三九『滿支回教徒の重要性』『滿蒙』第二〇年一—号。

前島三郎 一九三八『回教と協和会運動』『協和運動』第六卷第五号。

山本登 一九四一『滿洲国の回教調査資料（改訂版）』東亜研究所（『アジア・太平洋地域民族誌選集三五 中支に於ける民間信仰の実情・西北羊毛貿易と回教徒の役割』クレス出版、二〇〇二年 所収）

楊鳳岐 一九四一『回教徒の婚礼及び葬礼』『回教世界』三一—二。

房建昌 一九九七『偽滿洲国統治時期日寇鉄蹄下の回教—兼論早期来华日本人在回族中的活动』『宁夏社会科学』总八三期。

宋国强・姜相順 一九九四『辽宁回族史略』辽宁民族出版社。

民族問題研究会 一九八一（延安一九四一）『回民民族問題』民族出版社。

张巨齡 一九九八『读《伪滿洲国統治時期日寇鉄蹄下の回教》一文之补注』『宁夏社会科学』总八六期。

—— 二〇〇一『绿苑钩沉—张巨齡回族史论选』民族出版社。

张巨齡・王俊 一九九九『沈阳回族志』辽宁民族出版社。

Junichiro Ando 2003 "Japan's 'Hui-Muslim Campaigns (回民工作)' in China from the 1910's to 1945" AJAMES, No. 18-2, 2003.

*本稿は二〇〇七・二〇〇八年度学内提案公募型研究推進プログラム基盤的研究「戦いと弔いに関する比較文化史的研究」報告書（二〇〇九年）所載論文を一部改稿したものである。

（本学大学院研究生）